

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討

第1回有識者会議

日時：令和6年5月2日（木）

13:00～15:00

場所：青森県庁南棟2階中会議室

（司会）

定刻となりましたので、ただ今から「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討 有識者会議」を開会します。

本日は、第1回目の会議となりますので、はじめに委員の皆様を御紹介いたします。

出席者名簿と合わせて御覧ください。

大久保委員です。

太田委員です。

佐々木委員です。

浜部委員です。

錦澤委員です。

本田委員です。

オンラインで参加しております、山岸委員です。

以上、7名の皆様に委員をお願いしております。

それでは、次第に沿って会議を進めていきます。

はじめに、宮下知事から、会議開催にあたっての御挨拶と今回、共生制度を検討することとなった背景等について御説明いたします。

知事、発表席の方へ御移動ください。

（宮下知事）

皆さん、こんにちは。

本日は、全国各地からお集まりいただきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

再生可能エネルギーの重要性、有効性、有用性を考えた場合、本県は電源の立地県として推進していかなければいけないという立場にあるということ、まず申し上げたいと思います。

ただ、再生可能エネルギーだからといって、全てが許されるわけではありません。「再生

可能エネルギー＝善」という考え方を基に思考停止してしまい、これを推進するために豊かな青い森が切り崩され、山が切り開かれ、海が利用されるということを野放図にすることは、私たちの存在そのものを否定するようなことになりかねないと、常々、考えています。

気候や風土、豊かな海、大地、これらを基礎とした自然環境から、伝統文化を育み、そこで生業を形成し、歴史を紡いで、私たちは今に至ります。

こうした価値、景観、あるいは信仰といった精神性を含めたものの価値を、いかに次の世代に伝承していくかということが重要だと考えていますし、そのことこそ、地域に生きる私たちの存在価値だというふうにも考えています。

現在の再生可能エネルギーを推進していくための制度は、限界があると考えており、国の各種制度に狭間があったり、事業者が一方的に事業内容を決めてしまうということもあります。

また、電源立地と地域振興は本来セットであるべきところが、ないがしろにされていると言わざるを得ないと考えています。

青森県で起こっていることは、全国で起こっていること、あるいは、これから全国で起こっていくことだと考えていますので、これを機に青森県が再生可能エネルギーと自然との共生という大きな課題を乗り越えることができれば、我が国全体の再生可能エネルギーの進展に大いに貢献できる、そして自然環境の保全、次世代への継承にも貢献できると考えています。

委員の皆様には、それぞれの分野での知見を十分に生かしていただき、忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、簡単に本日の趣旨の説明をさせていただきます。

青森県の地図に稼働中の陸上風力発電施設をプロットしています。施設の数44、風車の数407、総出力が約91万キロワットとなりますので、県内全体で、おおよそ原発1基分の設備容量を担っているということになります。

施設の出力の大きさによって丸の大きさを変えていますが、ここまで範囲が広がっているわけではなく、地図上で分かりやすく示したものと捉えていただければと思います。

次の図は計画中、これから予定されている場所を赤で表記しています。

件数は36件、基数では684、出力は約252.8万キロワットで、稼働中と計画中を合わせると施設数で80、基数で1,091、出力で約343.8万キロワットとなります。

風力発電がどこで行われ、どのように計画され、最終的に、どのような姿になるのかということを経営で示したことは、これまでなかったと考えています。

この図を見ますと、風況が良いところがわかるのと同時に、かなりの部分をこの風力発電施設に提供しているということを御理解いただけたと思います。そのために、この図を作成しました。

次に、「自然・地域との共生に向けて」では、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められている中、各地で問題が顕在化してきた経緯があります。

昨年まで、八甲田エリアで大規模な風力発電の計画がありましたが、これについては、私自身が選挙の公約として、白紙撤回を求めていかなければならないような、反対運動が起こっていました。

現状では、法律上の要件が整っていれば、地域の十分な理解が得られない状態であっても、事業者は事業に着手することが可能です。

こうした状況を踏まえ、昨年9月、県は、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を策定しています。

この共生構想の趣旨は、電力の構造的転換が迫られている中、再生可能エネルギーの普及拡大は必要不可欠であるというもので、その点については私も同意しています。

一方で、未来世代に引き継がれるべき自然環境は守らなければいけないものと考えています。

こうした中で、再生可能エネルギーの進展を後押ししていくためには、自然環境と共存共栄していくためのルールが必要だと考え、このあり方、ルールづくりについて一定の方向性を示すとともに、スケジュール感を示したものが共生構想となっています。

共生構想ですが、どのような内容を検討するかについては、第1点目として、再生可能エネルギーの施設の立地場所のゾーニング、これをしっかりと議論していきたいと考えています。とりわけ、禁止することができるゾーンがあるのかどうか、また、それをしっかりと条例による規制ができるかどうかについて、集中して議論していきたいと考えています。

また、地域との合意形成、これは主に市町村になると考えていますが、このプロセスを制度化することができるのではないかと、この2つを主な論点として考えています。

令和6年度中の制度構築・条例制定を目指すとしておりますが、この背景には、毎月、様々な地点で風力発電を行いたいというような事業者の報告、環境影響評価をしますというような報告が私のところにも入っており、日々、県内全域で増えている印象があります。そういう意味では、立法事実が積み上がっている状況ですので、いち早くこれを制度化する必要があると考え、令和6年度中の制度構築・条例制定を目指すこととしたものです。

これに加えて、再生可能エネルギーに係る新税、これも検討していきたいと考えています。

立地地域との共存共栄が必要であり、また、再生可能エネルギーの普及拡大に対する理解促進を前提に、当事者である事業者の一定の理解の下に、本県の豊かな自然、地域資源を作っていく枠組み、これも必要であるため、共生制度の検討を踏まえつつ、新税の検討も進めていきたいと考えています。

従って、論点は、3つであると考えており、1つ目がゾーニング、2つ目が市町村や住民を巻き込んだ合意形成のプロセス、3つ目が新税ということで、この3点について集中的に議論していきたいと考えています。

冒頭の挨拶でも言及しましたが、私たちは、やはり青森県の雄大な自然環境の恵みを受け、生業を営み、産業を振興させ、暮らしを営んで参りました。この根幹にあるのが、やはり自

然環境の価値だと考えており、そこから滲み出てくるものは、景観あるいは信仰、畏敬の念というような、定量的に把握することが困難なものにまで広がっていると考えています。

再生可能エネルギーが、今を生きる私たちにとって必要だということは間違いありませんが、世代を超えて未来の財産となり得る自然環境との共生がなされなければ、私たちとしても、思い切った推進ができないのではないかと考えています。

このため、ルールをしっかりと作って、再生可能エネルギーの立地を促進し、我が国、青森県、そして地球環境にも貢献していくということを考えています。この議論をきっかけにして、県民の皆様や事業者の皆様、市町村など、関係する各方面の意見を伺いながら検討を進め、しっかりとした制度設計をしていきたいと考えておりますので、皆様の御協力、よろしくお願いいたします。

報道の雰囲気を見ても、全国が注目している会議となりますので、忌憚のない御意見をお願いして、私からの趣旨説明とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、知事、お席にお戻りください。

続きまして、議長の選任を行います。

事務局案といたしまして、本田委員を推薦したいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。よろしければ拍手で御承認をお願いします。

【拍手にて承認】

ありがとうございます。

それでは、本田委員に議長をお願いするというので、以降の議事進行につきましては、本田議長にお願いいたします。

議長、席へ御移動ください。よろしくをお願いします。

(本田議長)

よろしくお願いいたします。

ただ今、御指名いただきました本田でございます。

議長の役ということで、大役になろうかと思いますが、ひとつ忌憚のない御意見をいただければと思います。

冒頭、宮下知事からお話いただきました青森県の自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例制定に向けて、よりよい条例となるように、このメンバーで検討していきたいと思っておりますので、委員の皆様方の御協力、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

はじめに、再生可能エネルギーによるトラブルを踏まえたゾーニングや合意形成について研究されておられます、錦澤委員から全国における合意形成の事例等について、情報提供をお願いいたします。

(錦澤委員)

皆さん、こんにちは。東京工業大学の錦澤と申します。

知事から冒頭、御説明がありましたとおり、再生可能エネルギー、特に風力と太陽光発電の導入がかなり進んでいるところですが、全国各地でトラブルが起こっていることは、皆様、御承知のとおりだと思います。

特に風力に関しては、2022年末までの直近の5年間で72件であり、このトラブルの件数が最近になっても落ち着いておらず、むしろやや増加傾向にある状況です。

風力と太陽光に関しては、主力電源にしていくことで国の政策を進めているところですが、その一方で地域から見ると、迷惑施設になっているような認識が広がっているところかと思えます。

左側の地図で色が付いているのは実際にトラブルが起こっている都道府県です。青森県や宮城県のように、2017年以前はトラブルがなかった一方で2018年以降の5年間でトラブルが起きているものが、右側で下線が引いてあるところです。

次はどういった争点で反対運動が起こっているかをまとめた資料です。風力に関して、これまでは風車の稼働による騒音と、野鳥の衝突が2トップで争点になっていました。風力と太陽光と共通する争点ですが、それに続くのが景観です。それらを凌ぐ勢いで、自然保護がかなり増えてきています。これは林地開発に伴う事業で、森林伐採して参入するのがおかしいのではないかとの反対運動が起こるわけです。八甲田の話もそうだと思いますが、森林環境が非常に豊かなところでの事業提案に対する反対が近年になって増えてきている現状があります。

地域と共生する再生可能エネルギーに関しては2つ大きなポイントがあり、1つはゾーニングや環境アセスメント、条例などといった方法により環境影響を低減することが基本的なことであり、極めて重要であることは言うまでもありません。

ただ、ゾーニングや環境アセスメントをやることは、基本的にはデメリットを最小化するものです。事業をやる限りは、リスクをゼロにすることはできないので、この環境影響を低減すると同時に、地域にとってのメリットをいかに作り出すかを、同時にやっていくことが合意形成していく上では徹底的に重要になると考えます。

私自身、環境アセスメントをずっとやってきまして、国際標準的に見ても、国も自治体も環境アセスメントの制度は非常にしっかりしたものになっていると言えます。

ただ、基本的には事業ベースでの環境配慮の指針ですから、どうしても立地に関することまでは対応できないため、環境アセスメントの更に早い段階での事前対応として、ゾーニングを検討するのは大変重要な取組になると思っています。

また、環境アセスメントは基本的に事業の事前にやるものですから、事後がどうしても手薄になる傾向があります。例えば、災害が発生した時の対応などを事前に話し合いをしておくこともすごく重要になると思っています。

また、自治体で作る条例の数も年々増えています。その条例の多くは立地に関するもので、禁止エリアや保全エリアを規定する条例です。それ以外にも、例えば、事業者と協定を締結するものや、事前の協議を経て首長が許可を出す等があります。そういった開発の余地を少し残したような条例も最近になって増えてきています。

事前協議型の条例として、太陽光をターゲットにした条例があるのが群馬県の前橋市です。担当の方に話を伺ったのですが、北部に非常に景観が素晴らしい赤城山というエリアがあります。そこを一律禁止するのではなく、そのエリアに提案する場合は、事前協議を経て、それが認められたら許可を出す仕組みになっています。資料右下のプロセスはかなり大まかにまとめたものですが、三本建てになっています。事業者が提案を出して、その提案を担当課に照会をかけます。各担当のチェックをして、必要な指摘をして、事業者が対応をする計画を書いていることを確認します。その後、住民説明会を行って、更には専門家のチェックが入って、これらをクリアして首長が許可を出すものです。完全な禁止ではなく、プロセスを経て、それが満たされれば許可が出るという仕組みです。ゾーニングのレベル感にも種類があると思いますが、この仕組みも参考になると思います。

合意形成のプロセスの中では説明会が重要になります。説明会は、ただやれば良いということだと、逆にトラブルを更に悪化させてしまうことも実際にはあるわけです。どのような範囲で誰を対象にやるかという点が重要で、一律に距離で100メートルなどという例が過去は多かったのですが、隣の集落では話があったのに我々のところでは全く聞いていないなど、ボタンの掛け違いで信頼関係が更に悪化してしまうこともあります。資料の下の方に書いてあるのですが、最近では地元自治体の担当の方に相談をして、どのエリアに周知して説明をするかを検討する、あるいは、関係する自治会の方に相談をして、対象エリアを検討するなど、そのようなことを奨励するようなガイドラインや仕組みもあるので、こういったことも必要だと思います。

ただ説明会で合意形成ができるのかということ、なかなか限界がありますので、経常的に関係する人たちが集まる会議体として、協議会のようなものを設けることが非常に重要になってきます。

例えば、このような協議会は基礎自治体である市町村が設置することになりますので、都道府県がそういったことを支援するような仕組みがあるといいかと思います。

ただ、町や村などのように担当の方が非常に限られた中では、なかなかここまでの協議会ができないケースも多いかと思います。

今回のこの条例でも1つの論点になると思いますが、林地開発の扱いをどうするのかということ。林地開発を完全禁止としてしまうと、特に風力に関しては、風況の良い適地がかなり限られますので、事実上、自治体がもう風力発電施設を作らないでくださいという

意思表示とイコールになる可能性も出てきますので、これをどうするかは慎重な議論が必要かと思えます。

例えばですが、岩手県の軽米町の場合も、協議会の中で林地開発の議論になりました。右から2列目ですが、完全禁止ではないけれども、林地開発の上限を定めましょうということ、どんなに開発を許可しても面積の上限を全体の10%と規定しました。

地域便益に関しては、経済、社会、エネルギーの観点で、地域便益を作り出すことが大事です。売電収入の一部を地域に還元することも行われています。

また、発電施設であることから、エネルギー的なメリットを地域に作り出すことがすごく大事です。例えば、災害時に電力を地域で使えるような形でバックアップするとか、エネルギーの安定供給に資する取組を行うと、地域の理解は高まるかと思えます。

最後ですが、風力発電に関しては、数年前に環境アセスメントの規模要件が緩和され、対象が1万キロワット以上から、5万キロワット以上へと緩和されました。

また、確定ではありませんが、将来的には、規模要件を撤廃することも環境省の環境アセスメント担当課で検討されています。

図の左側のように、まず簡単な環境アセスメントをやって、どの程度の影響が起こりそうかを事業者チェックしてもらい、その結果に応じて環境アセスメント手続きの負荷が異なります。かなり環境影響がありそうなものについては、通常のアセスメントの仕組みにより立地も含めてしっかり手続きをやっていただく。

著しい影響がなさそうなものは、準備書からとなり、アセスメントの手続きをかなりスキップした形でやることできる。

環境影響が殆どなさそうなものについては、アセスメントをやらないことも含めて、簡単なアセスメントをやった上でのアセスメント手続きに係る負荷を変えていくことが検討されています。

おそらくゾーニングができてくると、保全エリアや調整エリア、適地などの区分けでアセスメントの手続きをどうしていくかということの参考情報になると思います。こういった仕組みも将来的に可能性があることも念頭に置いて、仕組みを作っていくといいと考えたため、情報提供いたします。

私の方からは、以上になります。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、今度は、新制度検討にあたっての課題と論点について、事務局の方から御説明いただけますでしょうか。

(事務局)

環境政策課長の上村と申します。

私から、資料3について御説明をしたいと思います。

まず、知事から趣旨説明があったとおり、本県として目指すところは、自然・地域と共生した再生可能エネルギーの普及拡大になります。

そのための新たな仕組みづくりにあたって、まず、現行制度の課題と今後検討が必要になる事項を論点として整理しました。

今、錦澤委員から、条例制定の留意点についてお話をいただきました。

また、この後、意見交換の時間に各委員から、それぞれのお立場から考える論点等について御意見をいただくこととしていますが、まずは、私から、制度検討のポイントを改めて総合的にこの資料で説明をさせていただきます。

まず、「1 課題の整理」です。課題の1つとして挙げられるのが、地域との合意形成を築くための制度が十分ではないことです。

例えば、アセス法などの現行法令による説明会の義務付けだけでは、事業者と地域とのコミュニケーションの機会が不足していると考えます。

また、地元との十分な協議がないまま、環境影響評価手続きが進むなど、地域の声よりも事業計画が優先される傾向にあります。

更に、地元に対するメリット、デメリットが不明瞭である点が挙げられると思います。

それから、2点目として、地域の象徴的な自然環境、景観などが損なわれるおそれがあることです。

現行法令は、自然環境の希少性など科学的根拠に基づき保全していますが、定性的・主観的な要素である地域の象徴的な自然環境、景観などは、現行法令だけでは保全することが難しいといえます。

次に新制度による課題解決の方向性として2つお示しをしています。

1つ目は、合意形成を円滑に築くためのプロセスの導入。

2つ目が、自然環境と再エネ事業とが共生するためのゾーニング。

先ほど、知事から新税の検討を含めて3つの論点という話もありましたが、まずは、合意形成とゾーニング、この2つを中心に検討を進めていきます。新税については、この会議で議論できる段階になりましたら、皆様から御意見を聴く機会を設けたいと思っております。

まず、新制度検討に当たっての論点の1つ目として、合意形成のプロセスです。どのようなゾーニングにしたとしても、必ず必要になるのは、地域との合意形成だと考えております。このため、方向性の1点目を合意形成プロセスとしております。

具体的な論点としては、まず1つ、地域への事業計画の説明会のタイミングと手法、情報提供の項目をどうするか。右側に検討事項を書いておりますが、説明会の適切なタイミングはいつか。どのような手法が望ましいか。事業者が計画の早期段階で情報提供すべき項目は何か。地域振興策の示し方はどのようにすべきか。といったことが考えられます。

また、合意形成が必要な地域の範囲。これも先ほど、錦澤委員からお話がありました。合意形成が必要な利害関係者の範囲はどこまでか。合意形成が必要な地域の範囲をどうする

か。

それから3つ目、合意形成の判断基準。地域の合意形成、合意形成が得られているかどうかについて、どのように判断すべきかも検討が必要だと考えています。

次、2つ目の論点ですが、ゾーニングについてです。

ゾーニングの手法、このあたりは難しいところだと思います。検討事項としては、本県の自然環境を保全し、地域と再生可能エネルギーとが共存共栄していくため、どのようなゾーニングをすべきか。

ゾーニングの検討にあたり、特に県が未来に向けて残したい自然環境や景観の価値とは何か。

それから、例えば、憲法や関係法令を踏まえ、禁止区域の設定というのが可能なのか。関係法令で原則禁止としている区域について、更に条例で絶対禁止にすることの必要性、妥当性はあるのか。

そして、県と市町村の役割を踏まえたゾーニングはどうあるべきか。

こういった検討が必要になると考えています。

次に3つ目の論点として、条例の対象事業についてです。

1つ目、対象とする再生可能エネルギーの種別。共生構想の中では、陸上風力、太陽光などを想定していますが、種別ごとの特性や本県の状況を踏まえた場合、対象とすべき再エネ種別は何か。

2つ目、対象外とする事業。自然環境への影響が少なく、地域トラブルのおそれが少ない事業の取扱いをどうすべきか。具体的には、建築物の屋根に設置されている太陽光発電施設とか、地球温暖化対策推進法等の促進事業、リプレース等が想定されます。

3つ目、対象とする規模要件。自然環境への影響の大小や合意形成の観点から、条例の対象とする規模要件をどのように設定すべきか。こうした論点が考えられます。

最後のページになりますが、4つ目の論点として、県と市町村との役割分担です。

県と市町村との関係ですが、合意形成プロセスにおける県と市町村の役割はどうあるべきか。ゾーニングを行うにあたっての県、市町村の役割はどうあるべきか、といったあたりです。

最後の論点である実効性の担保については、新制度の実効性を高めるための手法が論点になります。

具体的には、地域との合意形成が図られた計画について、県の、例えば、許認可等の行政処分をどのようにすべきか。合意形成を図らずに実施する事業について、罰則、公表等の措置をどのようにすべきか。

以上、5つの点について論点を整理しております。

この資料での説明は以上となりますが、本日の第1回目の会議では、課題や論点の洗い出しを主な目的と考えております。

今、御説明した論点や検討事項が全てではないと思いますので、この後、意見交換におい

て各委員の皆様から御意見をいただくことにしております。それらを踏まえまして、次回以降、各論点における方向性を整理しながら、制度構築に向けた検討を進めて参りたいと考えております。

なお、今日、個別の説明は省略しますが、資料として、参考資料1から4を配付しておりますので、今後の検討の際に参考にしていただければと思います。

説明は以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

ただ今の御説明で、もしこの場で御質問等がおありの方があればおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、後ほど、討議の時間もございますので、次の議事に進めさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、事前に新制度の検討に向けました論点、課題等について御提出いただいております。

本日の会議は、県による共生制度の方向性、検討すべき事項などを確認、整理していきたいと思っておりますので、委員の皆様方には、事前に提出していただいた論点、課題等を中心に先ほど事務局から説明のありました論点についても補足いただきながら、1人7分程度で御意見をいただけたらと思っております。

順番ですが、まずは、地域の方からの御意見を先に進めさせていただきたいと思っておりますので、浜部委員からお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

(浜部委員)

山岳ガイドをしております浜部と申します。

僕は、ここにいらっしゃる各委員の方のように専門的な知識があるわけではありません。このたび、白紙撤回になりました風力発電事業の反対運動を始めたのが我々でして、この反対をした理由等を御説明します。

まず最初に自分たちは風力発電、それ自体に対して全く反対ということではなくて、必要なものであることは十分認識していました。ただ、その進め方にいろいろ問題を感じまして、反対の運動の団体を立ち上げたわけです。

まず、感じたこととして、風力発電は、地域住民が知らないうちに建っているものがあまりにも多すぎるという点です。知らないうちに物事がどんどん進んでいくということに一番最初に気がついて、これはどのようなものかと感じました。

次に、多くの人たちが自然を求めて集まってくる国立公園の景観を損ねるような計画であってはならないということです。長い間守られてきた国有林・保安林は、地域住民にとって大事なものとして、国や県が指定した保安林です。これが一事業者によっていとも簡単に

失われるという計画はいかがなものかということです。

それから、先ほど申し上げましたが、再生可能エネルギーの導入が必要なものであることは理解できますが、どこに建ててもいいものではないだろうということです。地域の歴史・文化を尊重し、そこで暮らして生きている人や自然が犠牲になるような再生可能エネルギーというのは、間違っているのではないかとこのところが反対を始めた理由です。

最初に新聞の片隅に小さく、「この事業を始めます」と、非常に一般の人が目に付きにくい場所に掲載されました。事業者は、できるだけ知られないように事業を進めようという感じが非常にしました。

実際に自分らが事業者と話し合いをして、何か良い方法がないのかということで、真っ向から反対ではなく、事業者と話し合いを重ねてきました。

その結果、話をすればするほど、隠そう、隠そうというのが見えてくる。例えば住民説明会をやってほしいと言ったところ、とにかくメディア関係や関わる住民以外の人が入ってはならないとのことでした。もしそれが分かった場合には、直ちに説明会を止めますというような、まるで脅しともとれるような言葉が出てきたりしました。

それで話を重ねているうちに、色々な動きが出てきたわけですが、とにかく地元の住民が分からないうちにとというのが、一番問題だと思っております。

反対運動を進めるにあたって、自分たちが一番守りたいものは何か。何を守りたくてやっているかという、やはり地域の歴史・文化、そこに暮らしている人や自然であり、それらを何としても守りたいと考えました。

それから、人々を癒す景観です。今、自分たちは八甲田山でガイドをやっている、日本国民だけでなく海外からもとんでもなく沢山の方々が八甲田の自然を楽しみにおいでになっています。今、既に8基の風車が建っているわけですが、それを見た瞬間に「ここにも来てしまったの」という、自然を観たくて来ているのに、こういうものはあまり見たくないな、という話を沢山いただいていた。なので、何としてもそこは守らなければならないと考えました。

今回の風力発電が建っていたらどうなっていたかという予想の写真を作成しました。建つとしたらこういう場所に建つという印を赤い点でつけています。画像の左側が陸奥湾です。青森市の本当にすぐ近くの場合に建つということで、右側の奥の方に白い斜面が見えるのは、東岳で、碎石場がある場所です。そこには建たないですが、そこから尾根伝いにずっと建っていく。

もう1枚はその続きです。奥の方は野辺地になります。尾根伝いの赤い点というのが、全て建つと思われる場所です。ここに150基建つ予定でした。

そして、ずっと右側の一番端に八幡岳というのがあります。これの右側は、今、既に8基建っている場所です。この手前に白い雪がある場所が見えていますが、これが田代平です。この写真を撮っているのは、赤倉岳と前岳の中間あたりに123（ひふみ）台地という台地があり、その上からこの写真を撮っております。

最後の1枚は事業者に、建った時の画像を作ってほしいと、何度もお願いしたのですが、なかなか作ってもらえない。実際に作ってきたのは何かというと、360度の画像です。360度の画像というと、物凄く小さく見えます。それでは分からないということで、我々が自分たちで作ったものです。こういうふうな形で風車が建つということになっていったということです。

八甲田山を訪ねて来る人たちは、山の裾野に風車が沢山建っているのが目に入ってしまうということで、何としても守らなきゃいけないということです。今、建っているところの右側は国立公園の範囲の中でした。その一帯は、殆どが国有林で保安林に指定されている場所だったわけです。今、写っているのは数えると30基です。150基ということは5倍です。それが、ここ一帯に建つ予定だったということです。

この反対運動をしている最中に非常に我々が不安に感じていたのは、色々な場所で今、問題が起きているという話です。国自体が再生可能エネルギーというのを推進しようとしている一方で、実際には、全て事業者に任せて、事業者が影響評価とか、それから地域住民関係者の意見を聴いてくださいということになっています。

私は八甲田振興協議会という会の人間です。しかし、自分たちを外して、宿泊事業者などある程度の事業者にのみ意見を聴いて、それらの意見をまとめて提出してきたのです。その資料を見せてもらったら、対応した宿の担当者の実際の意見と違って、殆ど反対はありませんという内容で出されてしまった。やはり、非常に都合の良いように振る舞われるのは、国が事業者任せにしているからだということを強く感じておりました。

自分らは、色々なところをお願いにあがって、意見書などを出したのですが、やはり、国が推進しているものですから、自治体の方々もなかなかスムーズには動けなかったのだと思います。そういうことも実際に肌で感じて、これは非常に難しい問題だなと感じておりました。

これは、本当は最初に洋上風力のように国が場所を決めて、それで進めるべきものだったのではないかと感じています。

それでも、自分らは、本当に沢山人にこの事実を伝えることができ、事業中止となりました。これは、本当に皆さんの御協力の賜物だったと思います。改めてお礼申し上げます。

以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

非常に貴重なお話、聞くことができました。

それでは、引き続きまして、太田委員からお願いできますでしょうか。

(太田委員)

今、浜部委員の方からのお話は、青森市を中心に複数の自治体に跨るエリアに150基も

の計画がされたとのことですが、実は佐井村において、90基の風力発電を複数の業者が計画しているということが昨年分かっています。住民の皆様、議会の皆様からもそのことに関して議会の中で質問があり、私としましては、青森市の例を見ても、当村だけで90基というのは、必要性などを考えた時に現実的ではないと考えました。

また、これまではどちらかというと、事業者が中心となって進められてきた風力発電等の開発ですが、これからは行政や住民が事業者と対等に協議をして進めていくべきであると考えていると、答弁したという経緯もあります。

また、青森県内で風力発電に関する問題、トラブルが2件ということで錦澤委員から報告がありました。1つは、今の青森市のものだと思いますが、もう1つはおそらく佐井村のものではないかと思います。当村でも信仰や自然保護の面から、事業者が計画している風力発電に住民の皆様が反対運動をして、署名をして、最終的に白紙撤回されたという経緯もあります。

こういった経緯がある中で、当村は、脱炭素先行地域に青森県内で唯一、国から選定されており、脱炭素に関する取組をしています。脱炭素に関する取組イコール自然破壊がないということではなく、再エネやエネルギー問題に取り組むことにより、例えば、林道を整備することにより、森林の環境が保たれたり、水質が保全されたりということがあります。一概に風力発電や開発がいけないことではなく、それを通して、持続可能な地域になっていったり、地域経済が活性化していく。そういったことに繋げていかなくてはならないと考えていました。

今回のこの会議の中で、市町村の立場でゾーニングを考えた時に心配されることがあります。青森県は、大きく分けて下北、津軽、南部と、大きく3つの地区があり、それぞれの地区で自然環境も異なりますし、歴史や文化も異なります。一定のルールを作った時に、数字などに見えない部分での障害が発生するのではないのかと考えます。その例として、例えば、信仰や環境保全、景観に対する考え方・捉え方にも、各自治体で差があると思いますので、そういったものを踏まえた上で一定のルールを作ることは、非常に難しいのではないかと考えています。

これらのことを解消するため、その地区にはそれぞれの特性がありますので、地区のことは各地区の皆さんが、自治体が一番よく知っていますので、各自治体へのヒアリングも行った上でのルールづくりが大事になっていくのではないのかと思います。

また、既定の施設の規模感も問題になってくると思うのですが、大きい規模だから問題があっても、生じる環境への影響が大きくて、規模が小さければ環境への影響が少ないということではなく、規模の大小にかかわらず、トラブルは実際に発生していますので、県のこの条例の役割として、規模感をどうするかという部分も検討する必要があると思っています。

先ほど冒頭で知事もお話していましたが、この問題は、後世へ責任を果たす意味でも非常に重要な問題ですので、地区の現状も考慮しながら、ルールづくりを進めていく必要があるのではないかと考えています。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、生態系の観点からの御意見を頂戴できればと思います。リモートで御参加の山岸委員、準備できましたらお願いいたします。

(山岸委員)

私は、野生植物を対象とした生態系分類学を研究している立場から、生態系あるいは生物多様性という観点で話したいと思います。

昨今の地球温暖化は、生物多様性に大きな影響を、今後、更に与えていくだろうと考えられておりますので、その観点からしても、地球温暖化対策というものを推し進めていかなくてはいけないというのは、私の立場からも言えることかと思えます。

その温暖化対策の現状での大きな対策の1つとして、再生可能エネルギーが問題になっていると思います。最初に知事がお話した中にもありましたが、どうしても環境への負荷という観点がしおれてしまうというところがあります。

その温暖化対策と地域の生物多様性への影響は、相反するものではなく、両立しながら進めていくことは、労力はかかりますが、不可能ではないと思います。ベストな解は非常に難しいとは思いますが、近いものを皆さんで考えていくのが非常に大事になってくると思います。

その1つの方法として、ゾーニングが、先ほどからも話題になっていると思います。

これは、戦略的にどうやって温暖化対策を進めるかということと、地域の生物多様性を保全していくという両面からしても、とても有効な手段の1つではないかと思っています。

ただ、青森県で、生物情報や生物多様性を鑑みた時に、今すぐに全てのエリアに対して線を引けるかという、今はそういう状況ではないと考えています。それには、大きく2つの理由があると思っています。

1つは、地域単位でも生物情報や生物多様性に関する情報が不足している点です。特に、ここ2、30年、そういった情報の蓄積や集約が、非常に希薄ではないかと思っています。

もう1点は、累積的な影響の評価をどう考えるかということと事後評価です。それを受けてどう対応していくかという議論が、少し足りてないのではないかと思います。

今、お話ししましたこの2点を解決していく必要があると考えています。

先に申し上げました生物多様性の情報をどうやって得るかという点ですが、早急に有識者や市民の方々、自然に関わっておられる市町村の方々を集めて、知恵を絞っていく場所を作っていく必要があるのではないかと思います。これは、おそらく時間がかかることだと思いますので、部分部分に、その都度出た結論を柔軟に反映していくことでスピードを失わず、本質的なところを確認していくことが大事ではないかと思っています。

もう1点の累積的评价の方は、おそらく、国の議論でも出てきているかと思っています。1つ

1つは小さな事業規模でも、同じ地域に沢山の事業が乱立していくと、どうしても大きな影響になってしまい、それに対して、どうやって歯止めをかけていくかという議論が少し足りないと思っています。

これについても、有識者の方々の御意見を踏まえつつ整理していく必要があると思っております。

生物多様性の情報を持っているという話については、時間がかかってダメな部分もひょっとしたらあるのかもしれませんが、国の方で進めているネイチャーポジティブという考え方があると思います。通じるところがあるかと思っておりますので、是非推進して、それに組み込む場所を作っていただきたいと思っております。

他にもいろいろ意見を書かせていただきましたが、時間も限りがあるかと思っておりますので、資料を見ていただければと思います。

私からは以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、私から意見を述べさせていただきます。ポイントだけ説明させていただきますと思います。

私が書かせたいただいたものは、大きく分けて3点で、視点については、知事が先ほどおっしゃったことと重複しています。

1つ目は、事前の事業計画についてであり、事業者が先行してしまっているのが一番の課題かなと思っております。先ほど国が舵を取ってという御意見もありましたが、行政が事業者に先行して、このエリアはやってくれという話だとか、そういう価値判断を情報としてアナウンスすることがとても必要ではないかと思っております。

もう1つは、地域のメリットという御意見もございましたが、例えば、最近の風力発電事業にしても、資本が巨大化しつつあります。地域の資本が入り込めない状況になりつつあるので、例えば、地域の中小規模の資本が参画できるような制度設計というのができないかと考えております。

2点目として、事業者の決定も、陸域と洋上で大分、やり方が違ってしまっていて、もう少しフェアにやるべきじゃないかと思っております。歴史的には、陸域の方が古いものですから、そこで早く風を測って、そのエリアを自分の会社の領土のような形で開発していくというのが、今の陸域で進められていることです。もう少し、スタートからフェアにやってもらった方がいいのではないかという点が、2点目です。洋上に限らず、陸域でも公募制度を考えた方がいいのではないかと思っております。

3点目として、人材育成の点で、先ほどの地域の方々が理解していただくための情報が少ないという意見も確かにそうです。ヨーロッパに比べると、エネルギーに関して、こういう点が今、日本では問題だという教育や周知が十分でないと思っております。

そういう意味で、比較的若い年齢からエネルギーとは何なのか、もしこれが欠乏したらどういうことになるのか、日本のエネルギーの問題は何なのかということが考えられるような環境を作ってあげられないかと考えております。

次のページの資料は、昨年度、私が作った資料です。国が何を考えているのか、国が公表している資料をまとめたのがこちらです。

左上は、北海道から東北にかけて道県ごとに再生可能エネルギーの発電量の特性が、どう違うかをまとめました。青森県の場合には、風力発電がやはり多いです。道県ごとに特性が大分違います。

国が2030年を目標に2019年に比べてどれだけ増やそうとしているかというのが、右上のグラフです。オレンジが2030年の野心的な見通しです。しかし、太陽光は、およそ倍程度、風力は、元々が少ないものですから、倍率にするとかなり差があります。

ただ、このような再生可能エネルギーを導入していこうという計画に対して、世界的には、太陽光発電と風力発電が、大体半々程度ですので、日本の場合には、太陽光が圧倒的に多いという特徴もございます。

その中で、青森県は、左側のデータにありましたように、風力発電量が多い地域です。

もう1点、先ほど、太田委員から御説明いただきましたとおり、現実的に住民の方とお話する時には、その市町村ごとの特性も見えていかなきゃいけません。環境省のREPOSシステムで、市町村ごとの導入ポテンシャルが出てきます。これを横に並べてみますと、やはり市町村ごとにもかなり特性が違うことが分かってきます。これは物理的なポテンシャルの話で、これを使う、使わないというのは、市町村ごとの判断になります。

その点がとても大事で、これだけを目安に、この地域にこれだけ風力発電を導入しましょうなどという話は順番が違うのではないかという点は終始感じているところです。

市町村目線で、例えば県や国が調整役となって、なるべくスムーズな形で再生可能エネルギーが入れられれば、逆にこれだけ物凄いポテンシャルを活かす良いやり方が作れば非常にお互いウィンウィンになります。先ほど、浜部委員からありましたような、事業者のやり方1つ1つも、率直に聴いていてやり方がまずい気がします。

お互いに信頼関係が得られるような形でやらないと、折角の資源も台無しになってしまいますので、そこが改善できないかということで、会議の成果を待っております。

それでは、続きまして、錦澤委員の方からお願いいたします。

(錦澤委員)

私は、先ほどお時間をいただきましたので、1点だけ申し上げたいこととして、今回は、県のゾーニングも含めた取組ということで、県と基礎自治体とで、どうやって役割分担をしていくかというのは、非常に重要な点であると思います。

その観点でいうと、累積的な影響というお話が先ほどありましたが、どの程度再生可能エネルギーを導入するかという話は、おそらく個々の自治体というよりも、もう少し広いエリア

アで、県で検討することが必要だと思います。

県でゾーニングを考えていく時に、今、議長から自治体目線というお話がありましたが、それぞれの市町村でかなり再生可能エネルギーを進めたい自治体と、どちらかという規制していきたい自治体など、政策がいろいろあると思います。両方あるものを上手く考慮したような形での仕組みが、重要だと思っています。

例えば、保全したい場合には、色々な事業者から、ここで事業をやりたいと相談がある時に、保全したいエリアは、法律でしっかり決められており、できないことがはっきりするわけです。ただ、そういった法制度できちんと守られていないエリアでも、ここは守っていきたいというエリアがあると思います。

そういった時に法制度がないところでやめてほしいと言っても、どういう法律に基づいてできないのか、となりますので、盾になるものとして、このような県の条例によって、このエリアは入れないと言えます。

逆に促進していききたい、進めていききたいという市町村にとっては、例えば、保安林が全部保全で禁止となると、それはそれで困ってしまいます。意向を聴きながら仕組みが作れるといいと思います。

(本田議長)

ありがとうございました。

では、続きまして、大久保委員からお願いします。

(大久保委員)

大久保でございます。

それでは、今までのお話となるべく重ならないようにお話をしたいと思います。

まず、第1に、ここで問題となっていることは、青森県だけの問題ではなく、先ほど、日本全国の問題だろうというお話がありましたが、世界的にもそうでございます。それは、欧米の先進国だけではなくて、昨年、私、ボリビアに行っていたのですが、ボリビアでも電気自動車等に不可欠のリチウム電池、このリチウムは、ボリビアのウユニ塩湖という、日本人から見ると有名な観光地に、世界の約8割があると言われていて、この開発が大変大きな影響を与えるとされています。

それに対して、世界がどう動こうとしているかという、まさに今日、知事や浜部委員からお話がありましたように、地域の環境というのは、地域の文化や生業と密接に関わっているという、バイオカルチャー、生態文化という考え方が重視されています。この生態文化という考え方を大事にしていかなければいけないということは、生物多様性条約の前回の会合でも確認されたところです。

従いまして、今、青森で考えていることというのは、国際的な主流であり、その潮流の中で評価されるべきものであるというのがまず第1点です。

その次に何を条例の目的とするかですが、全国の条例の中では、環境景観と防災の二本立てというのが多いのに対し、今回は、自然・景観だけにするのかというところが第1点の論点です。

第2点目の論点は、私は、法律が専門なので、どうしても体系性というのが気になって参ります。そうすると、もし、今回、自然・景観ということを中心にするのであれば、環境基本条例の中でもう少し、今回の考え方を位置付けておくのが良いのではないかと思います。

環境基本条例の前文には、青森県の自然のことが書いてあるのですが、その部分をもう少し八甲田等を含めまして充実させておく。青森県民として何を自分たちで将来世代に引き継ぎたいのかということは、フューチャーデザインの問題ですので、議会の議決に基づいて、きちんとどういうエリアを守っていききたいのかということを経験的にでも書いておくということが重要ではないかということです。

また、その観点からいいますと、今回、県が整理しましたように、ゾーニングという、守るべきところをはっきりさせる、それから、そこに地域住民あるいは自治体の意見を反映させていくということを基本条例の中にも、これは、再エネの問題だけではなくて、一般的にどのように青森県が環境政策を行っていくかというところに位置付けておくのが良いのではないかというのが2点目です。

具体的に、国際的には、国連加盟国の80%以上が環境権を認めていて、日本でも300以上の条例が規定しています。こうした環境権や自然、資源管理へのコミュニティや住民の参加権というものを環境基本条例の中に位置づけておくということが、何故、どのような根拠に基づいて住民が意見を言うのか問われた時に重要なことではないかと思っております。

このように今回議論されていることは、新条例だけの問題ではないというのが2点目でございます。

第3に、3ページ目の役割分担ですけれども、ここは、既に県でも整理されていますように、現行法令で対応可能な部分とできないところがどこかを整理し、重なっているところについては、手続も含めまして、効率性をきちんと考えるということです。

また、市町村条例との関係は、今日、いろいろ議論がありましたけれども、二重規制を回避するということと、基礎自治体の意向をきちんと配慮できるような仕組みをどう作るかということです。規模要件で一律に切るということについては、累積影響というものも配慮すべき部分かと思えます。

第4に、対象事業は、再生可能エネルギーだけに限るのか、あるいは、再生可能エネルギーの中で何を対象にするのかという問題が種々ありますが、すでに御指摘がありましたので飛ばします。

第5に、ゾーニングですが、これについては、禁止するかしないのかということにあまりこだわらない方がいい、というのが私の基本的な考え方です。

何故かという、禁止区域を設けても罰則を作らなければ、指針的なものに近くなりますし、逆に許可要件を厳しくして、例えば特定地点から見えないようにしてくださいという許

可要件を仮に作ったといたしますと、そちらの方が厳しいかもしれないわけで、禁止するの
か許可なのか、届出なのかということにこだわるよりも、実質的に守りたい自然環境を守り
つつ、再生可能エネルギーを促進していくという時にどれが最も有効な手段かという観点
に立って考える方が良いであろうと思っております。

また、ゾーニングにあたっては、第三者機関や市町村、住民・コミュニティの意見聴取は
入れた方がいいというのが私の意見です。

さらに、ゾーニングの基準について、1つには、住民の意見はもちろん重要なのですが、
もう1つ考慮すべきは、科学的知見でございます。例えば、事業者が地域の振興策を沢山提
供するからといって、生物多様性等の観点から本来守らなければいけない科学的な知見が
ある場所を開発するというのは、これもまた筋が違うと思います。科学的知見も地域の意見
も両方考慮する必要があるという意味で、諮問機関と市町村、住民・コミュニティを両方プ
ロセスに入れるのがいいのではないかと思います。

ゾーニングをした上で、その次の具体的な事業に際し誰に意見聴取を行っていくのかと
いうことは、ゾーニングと重なる部分がありますので除くとして、参加の手法については説
明会だけですと、かなり不満が残る。やはり意見交換ができる仕組みが望ましいと思います。

最後に、今回は再エネ施設の設置に関してだけ条例に定めると伺っていますが、他の自治
体では、維持管理の部分もいろいろ問題になっております。また、実効性確保は、どこまで
設けるかというような事項は、規制内容に対応して要検討事項になると考えられます。

論点について、以上となります。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、佐々木委員の方からお願いできますでしょうか。

(佐々木委員)

佐々木です。

私からは、憲法の観点から基本的な論点として、(1)と(2)です。

1つは、経済活動の自由とそれに対する規制の関係ですが、憲法22条職業の自由、29
条財産権に関するものです。

風力発電事業を営もうとする事業者の経済的自由を侵害するのかどうかという形で、抽
象的に問題は出てきます。この論点については提出文書において判例を引用してしまし
て、読みはしませんが、基本的には、比較考量とか、総合的考慮で判断していく形になっ
ています。

そこで、出てきた具体的な条例案をこの枠組みで、合憲性判断をすることになります。

次に2つ目ですが、法律と条例の関係がありまして、憲法94条で地方公共団体が作る条
例は、「法律の範囲内で」となっていますので、法律に違反してはならない、現行法の趣旨

に反してはいけないということがあるわけです。作って出てきた条例案が現行の枠内に収まっているかどうかをどう判断するか。これも、判例がありまして、これは、単に法律の条文の文言だけを見て考えるのではなくて、法律の趣旨に照らして具体的に考えていくことが必要だという、実質的な判断を求めるような枠組みになっています。

これが、憲法的には大きな2つのポイントになります。もう少し立ち入って考えてみますと、まず、最初の経済的自由ですが、事業者の経済的自由として、どれだけ強いものがあるのか、具体的に風力発電所を作るといことで考えますと、事業者が自分の所有地に風力発電所を建てようとしている行為に対して法律、条例で規制をかけて禁止や規制をすることになると、これは、明らかに事業者の憲法上保障された経済的自由に対して規制をかけるということになりますので、ここは、憲法上の権利自由に対して、見合うだけの規制の、守られるべき法益がある必要があるとなります。

他方で、事業者が風力発電事業を営みたいと思っていて、風力発電所を作りたいと思っっているのだけでも、その作りたい土地が国有地だとすると、確かに、抽象的には営業の自由が事業者にあるわけです。けれども、具体的にこの国有地で風力発電事業を営む権利というのは、憲法上考えられないわけです。そうすると、その分、規制目的は緩いもので足りるだろうというのが、1つ大きな話としてあります。

もう1つ、応用問題としては、他の私人と契約を結んでその土地の利用権を確保した上で事業を営もうとしている時に、そこに法的な規制がかかる場合には、これは、事業者の憲法上の営業の自由に対する規制ということになりますので、ここは、強い規制目的が必要になると思います。

そうではなくて、国有地で風力発電所の事業を営みたい時には、国有地で風力発電事業を営む権利は、憲法上の権利として考えられないので、ここはもっと緩い規制目的でよいと考えられます。

あともう1つは、憲法の権利、自由は、そもそも人権、つまり個人の権利を保障することですので、法人・経営団体の権利、営業の自由が、どれほど憲法上の権利として、強く保障されなければならないのかというのは、個人の人権と同断には議論にできない。つまり、その分、規制は認められるだろうと、理論的には考えられることです。

従って、憲法上の経済活動の自由との関係で、今、ここで、これから検討しようとしている条例が待ったをかけられる部分は、それほど強くないのではないかと思います。

従って、憲法的に見ると、むしろ現行の法令との関係、現行の法令の趣旨に、これから作ろうとしている条例が果たして違反するのかどうかの方が憲法的には主たる検討が行われなければならないのではないかと思います。

環境影響評価など、どこまで現行の法律では事業者の自由の行使ができて、あるいはできなくて、現行の法律上はできるけれども、この青森県、地方公共団体として、更にどういう目的で、そのできるところに待ったをかけたいのか。その待ったをかける趣旨が、現行の法律の全体体系の中で認められるものになっているのかどうか、そのあたりを憲法的には考

えていくことになると思います。これは、やはり具体的な条例案とか出てきて、どう考えるかという評価の話になっているので、ここでは、そのようなことが憲法的に問題になるのではないかと考えられるということだけお話させていただきました。

以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、皆様方からの御意見を頂戴いたしましたので、残りの時間、少しありますので、自由討議ということで御意見を交換させていただければと思っています。

なお、御発言の際には、挙手していただいて、マイクを使って御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

知事、お願いいたします。

(宮下知事)

いろいろ皆様からお話を伺ったことについて、何点か質問させていただきたいと思いません。

まず、山岸委員からいただいたお話の中で、戦略的温暖化対策と生物多様性への対応というものを線引きするにあたって、非常に重要な論点であるとの御説明がありました。

その中でも、特に生物多様性についての情報が不足しており、これまでの取組が希薄だったということがあったと思います。確かに、そういう観点もあると思いますが、例えば、現行の法制度の中でも、絶滅の恐れがある野生動植物の種の保存に関する法律の管理区域や、鳥獣の保護及び管理、並びに狩猟の適正化に関する法律の中にある特別保護地区など、そういった、現行法制度のゾーニングが、ベースになるのではないかと思います。そのあたりは、どのように考えればよろしいでしょうか。

また、大久保委員にお伺いしますが、何らかのエリアを決めた時に、これは可変なものなのかということ。一旦決めたものをずっと行っていくものなのかということとの関係でも非常に重要なことだと考えていますので、生物多様性と戦略的温暖化対策の観点と、現行法の体制の話を山岸委員からお伺いし、その後、大久保委員からゾーニングの範囲のかけ方について、詳しくお伺いします。

(山岸委員)

今、知事がおっしゃったように、既に、実情、規制状態にある場所とか、保護がかかっている場所というのは、当然あります。それに関して、議論はそんなにすることはないと思っています。

問題は、そうではない場所例えて言うなら、二次的な自然を青森県としてどう守っていく

か。例えば、日本列島では里山環境などが世界的に見ても生物多様性の高いスポットであることが知られています。青森県にも同じように人との関わりがあるけれども、多様性が非常に高い地域はあるわけです。そういったものは、保全の対象の議論が常に難しくなってくると思います。

例えば、希少種はそれほどいなくても、青森県には非常に分布が少ないような希少な地域がある時にどうするか。私も環境影響評価の委員をさせていただいて、いつも思うのですが、どうしても希少種がいる、いないというのが、線引きになってしまって、希少種が少ないけれども、全体として自然の植生や多様性、広がりというところをなかなか議論できないところがあります。

そういったところの情報を特に集めていって、そういうところは当然、守るべきところは沢山あるのですが、守るべきなのか、どうなのかという議論をやはりする必要があるのではないかと思います。

情報に関しまして、私、軽薄だと言いましたが、2、30年、2000年よりちょっと前頃の情報というのは、青森県の中でも郷土館だとかに当然あるのですが、比較的最近の情報というのは、非常に少ないです。その頃と今の情報を見ると、私も正確なデータを沢山持っているわけではないので、はっきりとは言えないのですが、確実に生物多様性は変化している。減っている方向にいると思います。やはり、現状どうなのかということを確認する必要がありますし、それは継続的な検討になってしまうと思いますが、そういう体制を県として是非設けてほしいと思います。

先ほど申しましたが、生物多様性の条例にも通じるところがありますので、共通して青森県の課題とっております。

(宮下知事)

ありがとうございます。

(本田議長)

それでは、大久保委員の方から。

(大久保委員)

ありがとうございます。

1つは、ゾーニングを何のために行うのかという、条例の目的とも関わってくるのですが、自然環境保全、それから文化とか信仰という話がありました。このうち、自然環境に関しては、まさに科学的知見が増えていけば改変する可能性があるものだと思います。

他方、文化とか信仰ということについて、伝統的に受け継がれてきているものですので、それがきちんと情報として把握されているという前提に立つと、そこはあまり変わらないかもしれません。

変わらないということは、事業者にとっては予測可能性が高まるということの意味します。他方、順応的に考えていくという意味では、変わる可能性があるというのが、基本ではなかと思います。

ここで、私、もう一度確認したいのですが、今、言ったようなことが条例の目的だとした場合に、それは、ある眺望点からの見え方の問題なのでしょうか。それとも、林地開発で、例えば、信仰上重要な場所や生物多様性上重要な場所が、それ自体伐採等によって無くなってしまうということが問題なのか。どのような具体的な環境影響ということを考えていらっしゃるかというあたりを再確認させていただければと思います。

(宮下知事)

そこは、まだ詰め切れていなくて、どちらかという、両方、射程に入っていると考えていただいた方がいいと思います。それによって、何か変わるのか、というのは、今の時点で、私も分かりませんが、両方射程に入っていると考えていただければと思います。

(大久保委員)

ありがとうございます。

(宮下知事)

大久保委員と佐々木委員にお伺いしますが、先ほど、大久保委員から、環境基本条例の方で、今回の権利を解きほぐし、守るべきものを考え、それを新条例の方に落とし込むということが体系的な整理の中では相応しいというお話があり、私もそのとおりだと、改めて思いました。

一方で、佐々木委員からは、新しい権利として位置付けるということではなく、既存の法体系の規制を前提に各々考えた方がスマートであろうというお話だったと思います。

この2つのことを考えた時に、私たちがまず考えなくてはいけないのは、自然環境の保全だけではなく、景観や信仰も含め、どの部分までの価値を考えて、それを権利としてどのように位置付けていくのかということが、スタートで、その上で、規制の対象を検討していくという形になっていくのだらうと考えています。

条例で新しい人権的な思想を表現することは、憲法上、特に問題はなく、それを条例上で、規制という形で展開していくことは、特に問題はないと私は理解していますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

(大久保委員、佐々木委員)

いいです。

(本田議長)

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

浜部委員にお伺いしたいです。

守りたいものということで3つ挙げていらっしゃいます。

さきほども非常に参考となる写真を見せてくださいました。そうすると、建てるのはおよそ止めてくれってということなののでしょうか。あるいは、共存の余地ってあるものなのでしょうか。ここの景観を守りたいとなると、そこにはもう建ててくれるなとなるような気もします。そうなのか、どうなのかというところを伺いたいです。

(浜部委員)

とにかく最終的な判断は、その住民、周囲の人たちがこの事業を知ってもらって、それで判断を仰ごうとしたわけです。自分たちが実際に事業者と話をしていた時には、事業を止めることは難しいと思っていましたので、せめてここまでは、というエリアを段階的に考えながら話を進めていったのが事実です。エリアを八甲田から見た景観として、それでせめてこの一番手前の列は止めてほしいということから始まって、そこが国立公園にかかっていたので、事業者は、早くそこは撤退したわけです。

最終的には、八甲田の景観として、この辺まではというエリアが、段々、段々進んではいきましたけども、少なくとももらうということをまず考えていました。

沢山の人たちにシンポジウムを実施したり、署名活動を行って知れ渡って行って、その結果として、反対する方々がどんどん増えてきて、各市町村の首長の方々もこれはダメだという方向になっていったということです。

だから、結果として、最初は全面的に白紙撤回ではなく、ここはこういう状態だから止めてほしいというのを段階的に進めていったということですね。

(佐々木委員)

分かりました。ありがとうございます。

(本田議長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

錦澤委員に質問させていただいてよろしいですか。

先にお出しいただいた紛争発生事業数は、太陽光以外のものも含めて比較されています。

日本の場合には、太陽光に比べると風力は圧倒的に設備容量として少ないですが、紛争の

件数では逆転しています。あれは、風力の方が圧倒的に紛争発生確率が高いということなのででしょうか。

(錦澤委員)

そういう言い方はできると思います。

太陽光の方は容量も、60から70ギガです。桁が全然違います。そういう意味では、途中で中止した事業もあるため、母集団を特定するのは難しく、何パーセントで紛争が起こっているかが出せないです。おっしゃるとおり、風力発電は、母集団から比べたらトラブルの数は、かなり多いのかなという印象はあります。

(本田議長)

ありがとうございました。

先ほどの浜部委員のお話を聞いていてもそうなのですが、ちゃんと理解して、お互いに信頼関係を作っていかなければいけないということが、まずはスタートですよ。

非常に貴重なデータだと思います。ありがとうございました。

太田委員、いかがでしょうか。

(太田委員)

合意形成のプロセスということで、当村も先ほどお話ししたように、問題もトラブルも多く発生して、今現段階の風力発電の計画に関しても、当村とすれば、計画の段階で事業者には自治体にしっかり説明してほしいです。アセスや事業が進んでから住民の皆様に説明するというのではなく、こういう計画があり、その計画の結果、こういう将来像を事業として描いていますということを、行政と住民の皆様に計画の段階でしっかり説明してから、事を進めるようにしてくださいとお願いや指導をして、事業は、住民の皆様に計画の段階で説明等をしていただいています。

ただ問題は、各地区で事業者が住民説明会を開いてくださるのですが、参加してくださる住民の皆様の数が非常に少ない。なので、開催したという事実はあるかもしれないのですが、何名かの住民の皆様に説明をしたことによって、説明したと言えるのかという部分が、まず問題になってくると思っています。

ですから、参加した人の数でなく、例えば、行政にすれば地域懇談会や行政懇談会、町内会など、各地区の代表の方が集まるような場に事業者に来ていただいて説明をしていただいて、その説明を聞いた各地区の代表の皆さんが、自分たちの地区に戻ってから、その地区の住民の皆様に「こういう話がある、こういう説明を受けてきた、皆さん、どう思う？」という形で話を聞く。先ほど、他の委員の皆さんからもお話がありましたが、説明という一方的なものではなく、対話・協議ということが大事になってくると思いますので、この合意形成のプロセスの段階で、行政、事業者、地域住民、各団体・関係機関の代表の皆さんだとか

が入った協議会を核とした合意形成というのが、これから大事になってくると考えています。

(本田議長)

ありがとうございました。

(宮下知事)

太田委員のおっしゃることは、多分、そのとおりだと思います。一方で、私たちは、代議制民主主義が原則です。ですから、住民の代表である首長と、議会がどのように関与するかということが、最も大事な論点だと考えています。

ある場面だけ直接民主制で、住民に意見を聞き、住民に意見を聞いたという形だけで終わるということをやっているから困ることになるわけです。普段から政策決定に携わっていない地域住民が、会議に出て、急に何かの意見を言えと言われても、それは、なかなか難しい。住民がまともに意見を言えない環境を作っているのが、今の制度的な枠組みになっていることを考えなくてははいけません。議長からも信頼関係という話をしていただきましたが、そもそも制度論を考える時には、信頼関係を前提に考えるということではなく、信頼関係が築けないからこそ、どのように制度化し、その制度を上手く運用し、事業が適正に行われていくような関係を作るということを重視していかなければいけないと、私は考えています。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(浜部委員)

自分らの進め方として一番大事にしていたのは、その事業者と物凄い対話を沢山重ねることでした。

自分が感じたのは、事業者の現地で調査をしている人たちは、いち早く、これは事業ができないと言い出した一方で、上の方々が決してそうじゃなかったのに時間がかかったわけです。とにかく、話し合いを重ねたというのは確かです。

忙しい時期も時間を作ってくれていうので、夜集まって、事業者から、その都度、状況を説明してもらって、それに対して意見を述べてということを繰り返しました。とにかく話し合っ、話し合っ、良い方向に行くことが、自分たちの進めていたやり方でした。

(本田議長)

私の信頼関係という言葉が誤解を生んだかもしれませんが、結果として、信頼関係はやはり必要だと思います。例えば、事業者が個別の周辺の方々にあたるのではなくて、仕組みとして作っていくことが、この条例の趣旨だと、私は理解しています。

いかがでしょうか。

(大久保委員)

今の点は、釈迦に説法ですが、地方自治は団体自治と住民自治という柱があって、住民自治の部分をどう充実させていくかというのは、各自治体に任されていますので、各自治体が条例で議会の総意として、もっと住民の意見を聴きながらやっていきたいと思いますというふうに、条例を制定するというのであれば、それは、住民自治部分の充実であり、問題ないと考えています。

(本田議長)

ありがとうございます。

まずは、ちゃんとステップを踏んで合意形成してくださいとしたいですね。

(大久保委員)

そうですね。

知らない人がいたということになると、やはり紛争は起こる。だから、本当に紛争を解決したいのであれば、早期に知らせて意見を聴く方が、逆に手戻りが少なくなるという側面があると思います。

(錦澤委員)

そうですね。

紛争という観点でいうと、紛争が起こる前にいかに回避するかというところがやはり大事です。そういう意味では、説明会というのは、個別事業の話になっていますから、その前にゾーニング、あるいはそのゾーニングを通じて、協議会のようなものを自治体の中で作っておくことが、やはり一番理想的です。そうすると、例えば、環境や景観のことなど、この人に聞けば、大事なエリアがすぐに分かるというコミュニケーションのためのプラットフォームができます。そういうコミュニケーションの基盤ができるということが、凄く大事かと思えます。

そういったベースがあった上でやる説明会と、全くそういうのがなく、いきなり説明会があって、事業の話を聞くのと、大分違います。

それぞれの自治体で協議会を立ち上げるのは、簡単な話ではないですが、それをサポートして、できる限り事業の前に議論できるプラットフォームを作っておくことが大事かと思えます。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、お時間になって参りましたので、意見交換の時間はここまでとさせていただきます。

事務局によって、本日述べられました意見を整理していただいて、県としての対応を検討の上、第2回以降の議論に向けた準備をしていただくようお願いいたします。

進行を事務局の方にお返しいたします。

(司会)

本田議長、ありがとうございました。

最後に宮下知事から一言御挨拶申し上げます。

(宮下知事)

皆さん、ありがとうございました。

皆さんからそれぞれ論点をいただいて、非常に私自身も理解が深まりましたし、制度構築に向けて漸く一步踏み出せたような感じもいたします。

私自身も昨年、八甲田の風力開発について反対の立場を表明し、その時、本当に色々なことを考えました。反対する理由というのは、沢山あって、浜部さんからは景観のお話もありました。あの画像を見ていただくと、上に登ったことがある人はすべからず認識しますが、山が陸奥湾の手前に広がり、八甲田連峰ですから連なっています。この山の連なりと、ブナ林の広がり豊かな水資源を形成しており、沢山の保水能力があり、これが陸奥湾に流れ出て、陸奥湾では日本最大級のホタテの養殖が行われているということで、生態系も関連しています。

青森県の地図を見ると、八甲田がど真ん中にあります。そして、この八甲田の山脈と地形と地質というのは、この青森市や陸奥湾だけではなく、南側の十和田エリア、あるいは津軽エリアまで広がっているとも考えられる。そういう地形・地質的な役割を考えた時に、この真ん中で風力発電を行う必要が、果たして本当にあるのでしょうか。国策だからといって再生可能エネルギーが攻めてきて、青森県の自然が搾取されている構造も、まさに典型だなどと考えています。ここで歯止めをかけなければ、ありとあらゆる場所で、風力発電が行われ、様々な価値が棄損されることになりかねない。景観以上に八甲田は信仰だったり、水資源や、生物多様性など、青森県の様々な価値を表象している場だと私は考えています。ここで歯止めをかけなければ、野放図に広がっていく恐れがあったので、ある意味、行政指導ということではないですが、ソフトな形で知事の権威で、あるいは青森市長の熱意もありましたが、選挙の公約にしたということもあり、ストップすることができたと考えています。

これは、ひとえに地域の皆さんの活動の賜物だと考えています。

ただ、歯止めをかけることは、非常にコストがかかります。時間的なコストに加え、費用的なコストもあります。事業者側にもそういうコストがかかるでしょう。こういうことが、今後、青森県の中でないようにはしていかなければいけないというのが、今回の検討のスタートであることは、皆さんに理解していただきたいと思っておりますし、そこで、どういった価値を見出して、それを権利に仕上げ、規制に展開していくのかということ、これから非常に

難しいチャレンジになると思いますが、皆さんのお力をお借りして、何とか良い形で達成していきたいと考えています。

冒頭、青森県の制度に留まらず、日本の先駆的な制度にしたいというような志を申し上げましたが、よくよくやはり、この話を進めていくと、私たちは、この再生可能エネルギーという新しいテクノロジーを受け入れるにあたって、世界に対して警鐘を鳴らす、そういう良い機会なのではないかと考えていますので、是非、皆さん、力を合わせて、青森県のため、そして日本のため、世界のために頑張っていきましょう。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(司会)

これで、本日の会議を終了いたします。

なお、第2回の会議については、5月末の開催を予定しております。

詳細については、別途事務局から御連絡させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。